

求職者支援訓練の実施に係る適正な業務の運営体制等について
(責任者、事務担当者、苦情を処理する者、就職支援責任者)

役職	業務	直接の雇用関係 (※1)	常駐	業務の可否										備考	その他	該当様式	
				同一施設(他コース)					他施設								
				責任者	事務担当者	苦情を処理する者	就職支援責任者	講師又は助手(※2)	責任者	事務担当者	苦情を処理する者	就職支援責任者	講師又は助手(※2)				
1	責任者	訓練の適正な実施を管理。	必要	-	可	可	△1	可	△2	否 ※1	◎	△1	◎	△2	<ul style="list-style-type: none"> ・△1と△2の両方を兼務することは認められない。 ・◎を兼務する場合は、それぞれの役職の「常駐」欄の要件を満たすことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ※1 通信の方法により訓練を実施するコース(通所を伴わないコースに限る。)のみを行う施設においては、通信の方法による他の訓練コース(通所を伴わないコースに限る。)のみを行う施設との業務が可能であること(※業務を可能とする訓練コース数については、訓練コースにおけるトラブル等の発生に際して、訓練の適正な実施を管理できる範囲とすること。) 	
2	事務担当者	訓練受講者からの手続に関する問合せ、訓練受講状況の確認等に対応。	-	<p>事務担当者は、常時対応できるよう1名以上の者が訓練実施施設に常駐することが必要。</p> <p>★ 全ての受講者がオンラインで訓練を受講する日は、受講者へ連絡先を事前に提示するなどにより、問い合わせ等に常時対応可能であれば、訓練実施施設内に常駐する必要はないこと。</p> <p>★ 受講者対応の向上を目的として、留守番電話サービス等を設けることは差し支えないが、事務担当者は常時対応できる必要があるため、訓練実施機関から速やかに折り返し等の対応を行う必要があること(速やかな対応ができない場合は、認定取消となる可能性がありますので、ご注意ください。)</p>	可	可	△1	可	△2	可	◎	△1	◎	△2	<ul style="list-style-type: none"> ・「常駐」欄の要件を満たすことが必要(他施設の役割を兼務することで、常時対応が困難な場合は、事務担当者を複数配置することが必要)。 ・講師を兼務する場合は、事務担当者が事務室を兼務しないことが必要(必要なら数の事務室を配置すること)。 ・△1と△2の両方を兼務することは認められない。 ・◎を兼務する場合は、それぞれの役職の「常駐」欄の要件を満たすことが必要。 	-	認定様式第4号
3	苦情を処理する者	受講者等からの苦情に対応。	必要	-	可	可	可	可	否	可	◎	可	◎	否	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練に係る苦情への対応を公正かつ確に遂行するに足る業務運営体制を整備することが必要。 ・◎を兼務する場合は、それぞれの役職の「常駐」欄の要件を満たすことが必要。 	-	
4	就職支援責任者	<p>受講者の就職支援。</p> <p>①過去の就職実績、安定所が作成した受講者の就職支援計画等を踏まえ、受講者に対する就職支援を企画、立案すること。</p> <p>②受講者に対するキャリアコンサルティング、訓練の修了判定、ジョブカードの作成支援等、就職支援必須事項が適切に実施されるよう管理し、確保すること。</p> <p>③就職支援に関して、安定所その他職業紹介機関、事業主団体等との連携を確保すること。</p> <p>④訓練修了者及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理すること。</p>	必要	<p>訓練実施日数のうち、50%の日数は、全日、就職支援責任者を務める訓練実施施設で業務を遂行すること。</p> <p>★業務遂行日のうち、全ての受講者がオンラインで訓練を受講する日においては、業務をオンラインにより実施する体制が整っていれば、訓練実施施設内に常駐する必要はないこと。</p> <p>★通所を伴わない訓練コースに限り、複数施設(他の都道府県を含む)で就職支援責任者の業務が可能であるが、訓練コースにおける、就職支援等の適正な実施を管理できる範囲とすること。</p>	可	可	△1	可	△2	可	◎	△1	◎	△2	<ul style="list-style-type: none"> ・「常駐」欄の要件を満たすことが必要(これを満たさない場合、他施設の役職との業務は認められない)。 ・就職支援責任者としての職務遂行のために公共職業安定所等へ外出する場合等は、「訓練実施施設で業務を遂行」しているとみなすこと。 ・△1と△2の両方を兼務することは認められないこと。 ・◎を兼務する場合は、それぞれの役職の「常駐」欄の要件を満たすことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・能開法第30条の3で規定するキャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者であることが望ましいこと。 ※キャリアコンサルティングを行う者は、能開法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント又はキャリアコンサルティング技能士(1級又は2級)又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者であること。 	認定様式第9号

※1 代表者及び役員も「雇用関係のある者」とする。

※2 算定対象訓練以外を担当する者は除くこと。